

富士箱根伊豆国立公園  
(箱根地域)

公園計画書

平成 27 年 2 月 23 日  
環 境 省



## 目次

1 基本方針	1
2 規制計画	3
(1) 保護規制計画及び関連事項	3
ア 特別地域	3
(ア) 特別保護地区	5
(イ) 第1種特別地域	7
(ウ) 第2種特別地域	9
(エ) 第3種特別地域	12
イ 関連事項	14
(ア) 採取等規制植物	14
(イ) 普通地域	18
ウ 面積内訳	19
3 事業計画	21
(1) 施設計画	21
ア 保護施設計画	21
イ 利用施設計画	23
(ア) 集団施設地区	23
(イ) 単独施設	29
(ウ) 道路	35
a 車道	35
b 歩道	36
(エ) 運輸施設	39
4 参考事項	40
(1) 過去の経緯	40



## 1 基本方針

富士箱根伊豆国立公園は、富士山を中心とする富士山地域、箱根山一帯の箱根地域、伊豆半島の山稜部と海岸線からなる伊豆半島地域、大島から八丈島までの火山島を中心とする伊豆諸島地域の4地域からなる。

箱根地域は、典型的な複式火山で、複雑な地形を呈し、金時山、浅間山などの旧・新2つの外輪山、神山、駒ヶ岳などの中央火口丘、火口原湖の芦ノ湖、火口原の仙石原など各種の火山地形が見られる。また、植物相が豊富で固有種が多く、標高800m以上の部分では、ブナ、ヤマボウシ、ミズナラなどの自然林が残されており、富士火山帶固有のハコネコメツツジ、マメザクラ、サンショウバラなどの植物が分布している。

箱根地域の利用としては、箱根各地の温泉をはじめとして、旧東海道の石畳・関所や石垣山一夜城等の史跡巡り、大涌谷等の自然探勝、金時山・明神ヶ岳等の外輪山や神山・駒ヶ岳等のハイキング、芦ノ湖での魚釣等がなされている。

また、都市部からの自動車交通の便が良く、ターンパイクや芦ノ湖スカイライン等の眺望に優れた道路を有することから、自動車やオートバイによるドライブ利用が多くなされている。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら、風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。

### (1) 規制計画

#### ア. 保護規制計画

##### (ア) 特別保護地区

金時山のブナ原生林、仙石原の低層湿原植物群落及びスキ草原、神山を中心とする中央火口丘の主要部及び二子山のハコネコメツツジ群落、湯坂山を中心とした鎌倉時代の東海道とその周辺のシイ、タブ、カシ類の暖地性広葉樹の自然林、須雲川源流のハコネサンショウウオ生息地の箱根地域を特徴づける火山地形や植物群落、動物の生息地については、厳正な保護を図るため特別保護地区とする。

##### (イ) 第1種特別地域

特別保護地区に隣接し、若しくは同地区に準じた火山地形、貴重な植生があり自然状態を良く保持している地区等を第1種特別地域とする。

##### (ウ) 第2種特別地域

カルデラ内で比較的自然状態を良く保持している地区等を第2種特別地域とする。

##### (エ) 第3種特別地域

主に外輪山の外側で林業を認めながら風致の維持を図る必要のある地区等を第3種特別地域とする。

##### (オ) 普通地域

集落地等として開発の進んだ地区を普通地域とする。

### (2) 事業計画

#### ア. 施設計画

##### (ア) 保護施設計画

仙石原湿原は火口原に形成された神奈川県唯一の湿原であり、低層湿原植物群落が見ら

れることから、利用者の入り込み等による湿原植生の破壊を防止するための施設を整備する。

(イ) 利用施設計画

a. 集団施設地区

湖尻集団施設地区は、芦ノ湖に面するクリ、ミズナラ等の自然林及びその背後の緩傾斜地に広がるスギ、ヒノキの樹林からなる地区である。自然及び歴史・文化の探勝利用を推進するため、園地、宿舎、博物展示施設、駐車場、係留施設等を整備する。

畠引山集団施設地区は、芦ノ湖南岸に突出した半島状の地形で、緩やかな砂浜景観を有する白浜及びその背後にあるスギ・ヒノキ林からなる地区である。展望利用及び自然探勝利用の推進及び近隣の関所跡、杉並木等の過剰利用の分散を図るため、博物展示施設、園地、歩道等を整備する。

b. 単独施設

本地域における公園利用形態は、年間を通して火山地形や動植物等の自然探勝、ハイキング、ドライブ、温泉、夏季を中心とした釣り等が中心となっているため、これらに対応した施設を適正に配置する。

c. 道路（車道）

既存の国道・県道を中心として、国立公園外からのアクセスや利用地点間の利便性が保たれるよう計画する。

d. 道路（歩道）

既存の登山道・歩道等を中心として、自然及び歴史・文化の探勝利用を推進するよう計画する。

e. 運輸施設

国立公園外からのアクセス及びドライブ利用のため、石垣山から大観山及び長尾峠から箱根峠へ至る自動車道を計画する。

強羅から湖尻及び蛸川から駒ヶ岳山頂へ至るロープウェイとして、索道運送施設を計画する。

芦ノ湖舟遊の拠点として、防ヶ沢、蛸川、元箱根、箱根に係留施設を計画する。

## 2 規制計画

### ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1 : 特別地域総括表)

県名	区域	面積 (ha)	
神奈川県	小田原市 大字石橋、大字久野、大字根府川及び大字早川の各一部	763	
	南足柄市 大字雨坪、大字狩野、大字荔野、大字塚原、広町及び大字矢倉沢の各一部	86	
	足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 66 林班から 80 林班まで及び 89 林班から 100 林班までの全部  足柄下郡箱根町 芦之湯及び箱根の全部並びに大平台、木賀、強羅、小涌谷、須雲川、仙石原、底倉、塔之沢、二ノ平、畠宿、宮城野、宮ノ下、元箱根及び湯本茶屋の各一部	8,775	
	足柄下郡湯河原町 大字鍛冶屋、大字吉浜及び大字宮上の各一部	261	
		小計	9,885
静岡県	三島市 大字海平及び大字施行平の各一部	100	

県名	区域	面積 (ha)	
静岡県	御殿場市内 国有林静岡森林管理署 563 林班から 566 林班まで、575 林班及び 576 林班の全部並びに 562 林班、567 林班、 569 林班、571 林班、572 林班及び 577 林班の各一部	351	
	御殿場市 神山及び二子の各一部		
	裾野市 公文名、茶畑及び深良の各一部	300	
	駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 556 林班から 558 林班までの各一部	59	
		小計	810
	合計		10,695

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表2：特別保護地区総括表)

県名	区域	面積 (ha)	
神奈川県	南足柄市 大字矢倉沢の一部	17	
	足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 77林班の全部並びに75林班の一部	489	
	足柄下郡箱根町 強羅、仙石原、塔之沢、箱根、畠宿、元箱根、湯本及び湯本茶屋の各一部		
		小計	506
静岡県	駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 556林班及び557林班の各一部	27	
		小計	27
合計		533	

(表3：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面 積
外輪山 (金時山)	神奈川県南足柄市 大字矢倉沢の一部 神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原の一部 静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 5 5 6 林班及び 5 5 7 林班の各一部	箱根外輪山の最高峰である金時山の周辺で、ブナの原生林が見られる。	〔国 88 公 22 私 66 〕 0
仙石原	神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原の一部	火口原に形成された神奈川県唯一の湿原で、低層湿原植物群落と、火入れ等により維持されているススキ草原が見られる。	〔国 39 公 0 私 36 〕 3
中央火口丘 (神山、二子山)	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 7 7 林班の全部並びに 7 5 林班の一部 神奈川県足柄下郡箱根町 強羅、仙石原、畠宿及び元箱根の各一部	箱根地区の最高峰である神山(1,438m)を中心とする中央火口丘の主要部であり、ブナを中心とした広葉樹林が広がり、鳥類の生息地となつていいるほか、二子山にはハコネコメツツジの群落が見られる。	〔国 318 公 一 私 一 〕
早川流域(湯坂山)	神奈川県足柄下郡箱根町 塔ノ沢、湯本及び湯本茶屋の各一部	湯坂山を中心とした鎌倉時代の東海道沿いに、シイ、タブ、カシ類等の暖地性広葉樹の自然林が広がっている。	〔国 19 公 0 私 19 〕
須雲川流域	神奈川県足柄下郡箱根町 箱根及び畠宿の各一部	須雲川源流の溪流沿い一帶で、ハコネサンショウウオの生息地となつている。	〔国 69 公 一 私 一 〕
合 計			533

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

県名	区域	面積 (ha)	
神奈川県	小田原市 大字久野の一部	127	
	足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 76林班、93林班及び100林班の全部並びに68林班、70林班、72林班から74林班まで、79林班及び94林班から96林班までの各一部	1,376	
	足柄下郡箱根町 芦之湯、大平台、強羅、仙石原、二ノ平、箱根、畠宿、宮城野、宮ノ下及び元箱根の各一部		小計 1,503
静岡県	御殿場市内 国有林静岡森林管理署 562林班から567林班まで及び569林班の各一部	49	
	駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 556林班から558林班までの各一部	32	
			小計 81
合計		1,584	

(表5：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面 積(ha)
外輪山	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 93林班及び100林班の全部並びに94林班から96林班までの各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原及び官城野の各一部 静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 562林班から567林班まで及び569林班の各一部 静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 556林班から558林班までの各一部	典型的な外輪山を形成して おり、ブナ等の自然 林や風衝植生が見られる。	720
中央火口丘	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署76林班の全部並びに68林班、70林班、7 2林班から74林班まで及び79林班の各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 芦之湯、強羅、仙石原、二ノ平及び元箱根の各一部	中央火口丘の主要部周辺で あり、ブナを中心とした広葉 樹林が広がり、鳥類の生息地 となつているほか、大涌谷に は噴気現象が、駒ヶ岳や上 子山には風衝植生が見られ る。	688
芦ノ湖	神奈川県足柄下郡箱根町 元箱根の一部	ヒメシヤラの純林が残る箱 根神社の社有林である。	1
早川流域	神奈川県小田原市 大字久野の一部 神奈川県足柄下郡箱根町 大平台、仙石原及び宮ノ下の各一部	早川流域の渓谷沿いで、深 い谷と斜面の森林が作る渓谷 美が見られる。	175
合 計			1,584

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

県名	区域	面積 (ha)	
神奈川県	小田原市 大字久野の一部	201	
	南足柄市 大字雨坪、大字狩野、大字荔野、大字塚原、広町及び大字矢倉沢の各一部	69	
	足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 66林班、67林班、69林班、71林班、78林班、80林班、89林班から92林班まで及び97林班から99林班までの全部並びに68林班、70林班、72林班から75林班まで、79林班及び94林班から96林班までの各一部	6,640	
	足柄下郡箱根町 芦之湯、大平台、木賀、強羅、小涌谷、須雲川、仙石原、底倉、塔之沢、二ノ平、箱根、畠宿、宮城野、宮ノ下、元箱根、湯本及び湯本茶屋の各一部		
		小計	6,910
静岡県	御殿場市内 国有林静岡森林管理署 571林班、572林班及び575林班から577林班までの各一部	81	
		小計	81
合計		6,991	

(表7：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地 区 の 概 要	面 積 (ha)
外輪山	神奈川県南足柄市 大字雨坪、大字狩野、大字塚原、広町及び大字矢倉沢の各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原、塔之沢、箱根及び宮城野の各一部 静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 571林班、572林班及び575林班から577林班までの各一部	箱根外輪山の山稜から山腹に至る地域で、スギ、ヒノキの人工林のほか、広葉樹林が広がっている。	1,012
仙石原	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 71林班から73林班まで及び75林班の各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原及び元箱根の各一部	仙石原湿原の周辺に広がるスキ草原や平坦地部分で、古くからの分譲地やゴルフ場が広がっている。	906
中央火口丘	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 78林班の全部並びに66林班から75林班まで及び79林班の各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 芦之湯、強羅、小涌谷、仙石原、二ノ平、畠宿及び元箱根の各一部	駒ヶ岳山頂部と中央火口丘の山麓部で、古くから分譲地やゴルフ場があるほかは、国有林が占める割合が高い。	771
芦ノ湖	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 79林班、80林班、89林班から92林班まで及び97林班から99林班までの全部並びに94林班から96林班までの各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原、箱根、畠宿及び元箱根の各一部	芦ノ湖とその周辺一帯で、芦ノ湖の代表的景観である芦ノ湖を中心として東岸にはいくつかの利用拠点があり、西岸は主に国有林となっている。	1,897

名 称	区 域	地区の概要	面 積 (ha)
早川流域	神奈川県小田原市 大字久野の一部 神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 6 6 林班、6 7 林班及び6 9 林班の各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 大平台、木賀、強羅、小涌谷、仙石原、底倉、塔之沢、二ノ平、宮城野、宮 ノ下、湯本及び湯本茶屋の各一部	早川を中心として流域に広 がる山林地帯で、斜面地の一 部は分譲地となつているほ か、広葉樹の森林に覆われて いる。	1,245
須雲川流域	神奈川県足柄下郡箱根町 須雲川、塔之沢、箱根、烟宿、湯本及び湯本茶屋の各一部	須雲川流域、旧東海道沿い の地域で、川沿いの一部を除 いてスギ、ヒノキの人工林、 広葉樹林に覆われた山林であ る。	1,160
	合 計		6,991

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8: 第3種特別地域総括表)

県名	区域	面積 (ha)	
神奈川県	小田原市 大字石橋、大字久野、大字根府川及び大字早川の各一部	435	
	足柄下郡箱根町 須雲川、湯本及び湯本茶屋の各一部	270	
	足柄下郡湯河原町 大字鍛冶屋、大字宮上及び大字吉浜の各一部	261	
		小計	966
静岡県	三島市 大字海平及び大字施行平の各一部	100	
	御殿場市内 国有林静岡森林管理署 563林班から 566林班まで、575林班及び576林班の各一部	221	
	御殿場市 神山及び二子の各一部		
	裾野市 公文名、茶畑及び深良の各一部	300	
		小計	621
合計		1,587	

(表9：第3種特別地域内訣表)

名 称	区 域	地区の概要	面 積 (ha)
外輪山	神奈川県小田原市 大字石橋、大字久野、大字根府川及び大字早川の各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 須雲川、湯本及び湯本茶屋の各一部 神奈川県足柄下郡湯河原町 大字鍛冶屋、大字吉浜及び大字宮上の各一部 静岡県三島市 大字海平及び大字施行平の各一部 静岡県御殿場市内 静岡県御殿場市 国有林静岡森林管理署 563林班から566林班まで、575林班及び576林班の各一部 静岡県御殿場市 神山及び二子の各一部 静岡県裾野市 公文名、茶畑及び深良の各一部	箱根外輪山の外壁部 一部に国有林、 分譲地があるほかは、 分譲樹に覆われた山林 となっている。	1,587

イ 関連事項

(ア) 採取等規制植物  
特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。  
(表10：採取等規制植物表)

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
ミズゴケ ヒカリゴケ シオグサ マツバラン ヒカゲノカズラ ヒロヒバ ハナヤスリ リュウビンタイ ゼンマイ コケシノブ イノモトソウ オオシダ	ミズゴケ ヒカリゴケ フジマリモ マツバラン ミズスギ、ヒメスギラン、スギラン、ナンカクラン、マンネンスギ、コスギラン、ヒモラン ヒメタチクラマゴケ、イワヒバ ミヤマハナワラビ、ヒメハナワラビ（ヘビノシタ） リュウビンタイ シロヤマゼンマイ（オオコケシノブ）、オオハイホラゴケ オニコケシノブ（カナヤマシダ）、エダウチホングウシダ、サイコクホングウシダ、ハチジョウシダモドキ ミヤマウラジロ、ユノミネシダ（カナヤマシダ）、ハカタシダ、ナヨシダ、ミヤマノコギリシダ、イヨクジャク、ノコギリヘラシダ、コクモウ オトコシダ、ナンタイシダ、ミドリカナワラビ、ハカタシダ、ナヨシダ、ミヤマハラシダ、エビラシダ、トヨグチイノデ、オオキ クジャク、ホウノカワシダ、ナガサキシダ、ヒロハアツイタ、ウサギシダ、アオキガハラウサギシダ、エビラシダ、トヨグチイノデ、オオキ ヨミミシダ、コガネシダ ハイコモチシダ（ジョウレンシダ） オオタニワタリ、ヒノキシダ、チャセンシダ、クルマシダ、クモノスシダ オスジヒツバ、イワヒトデ、シンテンウラボシ、ミヤマウラボシ、ナガバコウラボシ、イズクリハ ラン、コウラボシ、イワオモダカ、オオクボシ タキミシダ、シシラン、ナカミシラン ミヤマツトリモチ ハルトランオ、ムカゴトランオ、オシタデ フジナデシコ（ハマナデシコ）、シナノナデシコ、ワチガイソウ、ワダソウ、ヒゲネワチガイ、イワツメクサ ハコネトリカブト、オオサワトリカブト、レイジンソウ、イヌハコネトリカブト、ホソバトリカブト、イチリソウ、キ クザキチリシソウ、コキクザキイチリシソウ、アズマイチゲ、レンゲショウマ、リュウキンカ（エンコウソウを含む。）、ミヤマハンショウ ヅル（コミヤマハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、ミツバオウレン、シロバナハンショウヅル、 セツブンソウ、ハコネシロカネソウ（ツルシロカネソウ）、トウゴクサバノオ、オキナグサ、グンナイキンポウゲ、アカ ギギンボウゲ、セキノカサ（ヨキンボウゲ）、ミヤマカラマツ、ヤマシヤクヤク、ベニバナヤマシヤクヤク ヒツジグサ ランヨウアオイ、カギガタアオイ、カントウカンアオイ（カンアオイ）、シイノミカンアオイ、アマギカンアオイ、オトメアオイ、ウスバ イシン（サイシン）、シモダカンアオイ オトギリソウ
タデ ナデシコ キンポウゲ	タルトランオ、ムカゴトランオ、オシタデ フジナデシコ（ハマナデシコ）、シナノナデシコ、ワチガイソウ、ワダソウ、ヒゲネワチガイ、イワツメクサ ハコネトリカブト、オオサワトリカブト、レイジンソウ、イヌハコネトリカブト、ホソバトリカブト、イチリソウ、キ クザキチリシソウ、コキクザキイチリシソウ、アズマイチゲ、レンゲショウマ、リュウキンカ（エンコウソウを含む。）、ミヤマハンショウ ヅル（コミヤマハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、ミツバオウレン、シロバナハンショウヅル、 セツブンソウ、ハコネシロカネソウ（ツルシロカネソウ）、トウゴクサバノオ、オキナグサ、グンナイキンポウゲ、アカ ギギンボウゲ、セキノカサ（ヨキンボウゲ）、ミヤマカラマツ、ヤマシヤクヤク、ベニバナヤマシヤクヤク ヒツジグサ ランヨウアオイ、カギガタアオイ、カントウカンアオイ（カンアオイ）、シイノミカンアオイ、アマギカンアオイ、オトメアオイ、ウスバ イシン（サイシン）、シモダカンアオイ オトギリソウ
レン スイレン ウマノスズクサ	タルトランオ、ムカゴトランオ、オシタデ フジナデシコ（ハマナデシコ）、シナノナデシコ、ワチガイソウ、ワダソウ、ヒゲネワチガイ、イワツメクサ ハコネトリカブト、オオサワトリカブト、レイジンソウ、イヌハコネトリカブト、ホソバトリカブト、イチリソウ、キ クザキチリシソウ、コキクザキイチリシソウ、アズマイチゲ、レンゲショウマ、リュウキンカ（エンコウソウを含む。）、ミヤマハンショウ ヅル（コミヤマハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、ミツバオウレン、シロバナハンショウヅル、 セツブンソウ、ハコネシロカネソウ（ツルシロカネソウ）、トウゴクサバノオ、オキナグサ、グンナイキンポウゲ、アカ ギギンボウゲ、セキノカサ（ヨキンボウゲ）、ミヤマカラマツ、ヤマシヤクヤク、ベニバナヤマシヤクヤク ヒツジグサ ランヨウアオイ、カギガタアオイ、カントウカンアオイ（カンアオイ）、シイノミカンアオイ、アマギカンアオイ、オトメアオイ、ウスバ イシン（サイシン）、シモダカンアオイ オトギリソウ

科名	種名（ミズゴケ科の植物物にあつては、属名）
モウセンゴケ アブラン ベンケイソウ ユキノシタ バラ	イシモチソウ、モウセンゴケ ミヤマハタザオ、フジハタザオ、イワハタザオ、 マツノハマンネングサ、イワベンケイ、チチッパンケイ、アオベンケイ ハナチダケサシ、ヒツバシヨウマ、フジアカシヨウマ、ハチジョウシヨウマ、ハナネコノメ、ムカゴネコノメ、ウメウツギ、アマギアマチャ ヤ、チヤルメルソウ、ウメバチソウ、ウメバチソウを含む。）、ヤワタソウ、ヤシャビシヤク、トガスグリ、ジンジソウ、 イモンジソウ（ウチワダイモンジソウを含む。）、イズノシマダイモンジソウ、クロクモソウ、クロクモソウを含む。）、イワエキノシタ シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。）、シロバナノヘビイチゴ（モリイチゴ）、イワキンバイ、ミネザクラ（チシマザクラを含む。）、 タカネイバラ、サンショウバラ、オヤマシモツケ、イワシモツケ ムラサキモメンヅル、タイツリオオギ、イワオオギ ゲンナイフウロ（タカネグンナイフウロを含む。）、イヨフウロ（シコクフウロ）、カイフウロ、アサマフウロ、コフウロ イワタイガキ、タカトウダイ（フジタイガキ） サクラガンピ ハコネグミ キバナノコマノツメ、エゾオオイヌミレ（マルバケスミレ）、テリハタチツボスミレ、キスミレ、ミヤマスミレ、シコクス ミレ（ハコネスミレ）、ヒメスミレサイシン ヤナギラン、ヒメアカバナ ゴゼンタチバナ ウラジロウコギ イワニンジン、ミシマサイコ、イブキゼリ、ミヤマニンジン、ヤマナシウマノミツバ、シラネニンジン ヒメイワカガミ、ヤマイワカガミ、イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。） ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリヨウソウモドキ（アキノギンリヨウソウ）、コバノイチャクソウ、ベニバナイチ ヤクソウ（ベニイチヤクソウ）、マルノイチャクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、コイチャクソウ イワヒゲ、ドウダンツツジ、ヒロハドウダンツツジ、イワナンテン、ウスギヨウラク、ムラサキリガネツツジ、ツガザクラ、アマギツツジ、 ハクサンシャクナゲ（シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。）、オオシマツツジ、トウゴクミツ ヒカゲツツジ、キヨスミツツジ、アズマシャクナゲ、シロヤシオ（ゴヨウツツジ）、ウンゼンツツジ、アシタカツツジ、 バツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、チチドウダン、ハコネコメツツジ、コケモモ クリンソウ、コイワザクラ（キヨサトコザクラ）、サクラソウ、ツマトリソウ リンドウ、ホソバリンドウ、ハカリンドウ、ソナレセンブリ、ムラサキセンブリ、シノノメソウ、イヌセ ンブリ クサタチバナ ツルアリドオシ、ヒロハコソロンカ ムラサキ クマツツラ シソ ナス ゴマノハグサ
ガガイモ アカネ ムラサキ クマツツラ シソ ナス ゴマノハグサ	ツルアリドオシ、ヒロハコソロンカ ムラサキ クマツツラ シソ ナス ゴマノハグサ（タカオホオズキを含む。） ハチジョウコゴメグサ、イズコゴメグサ、ヤマウツボ（ケヤマウツボを含む。）、ハンカイシオガマ、トモエシオガマ、ヒメトランオ、ヤマト

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
イワタバコ ハマウツボ タヌキモ	ラノオ、クガイソウ ライワタバコ、シシンラン オニク、オカウツボ、キヨスミウツボ ミミカキグサ、フサタヌキモ、ヒメタヌキモ、ホザキミカキグサ、ムラサキミカキグサ ベニバナツクバネウツギ、コハクサンボク、キバナウツギ コキンレイカ（ハクサンオミナエシ）、シマキンレイカ、キンレイカ
スイカズラ オミナエシ マツムシソウ キキョウ キク	マツムシソウ、ソナレマツムシソウ フクシマシャジン、ヒメシャジン、イワギキヨウ、ヤマホタルブクロ、ツ ルギキヨウ、サワギキヨウ、タニギキヨウ、キキヨウ エリシュウハグマ、タカネヤハズハコ（タカネウスユキソウ）、ミヤマオトヨモギ、タテヤマギク、サガミギク、キントキシロヨメナ、 サワシロギク、ハコネギク（ミヤマコンギク）、カニコウモリ、イソギク、モリアザミ、ハマアザミ、 ハコネアザミ、フジアザミ、アズマギク、ハコネヒヨドリ、ミズギク（オゼミズギクを含む。）、タカネニガナ、ウスユキソウ、マルバダケブ キ、オタカラコウ、ハコネヒヨドリ、カイタカラコウ、コウシュウヒゴタイ、ヒメヒゴタイ、カイトヒレ キ、ヤハズトウヒレン、トゲキクアザミ、セイタカトウヒレン（トウヒレン）、ヤハズヒゴタイ（ミヤマヒゴタイ）、タカネヒゴタイ、キア ザミ、コウリソウカ、サワオグルマ、ミヤマアキノキリソウ（コガネギク）、（キリガニネアキノキリソウを含む。）、キツネタンボ ザリ、バリノギラン、ソクシラン、イズアサツキ、ツバメオモト、スズラン、カタクリ、カイコバイモ、キバナノアマナ、 ネギスゲ（エラスゲ）、ハマカランジウ、イワギボウジ、アマギイワギボウジ、ヤマエリ、サクエリ、ササエリ、コオニユ キリ、スカシユリ、クルマユリ、ホソバノアマナ、ノシラン、クルマバツクバネソウ、ワニグチソウ、ヤマトユキザサ（オオバエキザサ）、チ ヤボゼキショウ（ハコネハナセキショウ）、エシレイソウ、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）、アマナ、ヒロハノアマナ ナベリ
ビヤクブ ヒガンバナ アヤメ ヒナノシャクジョウ イグサ イネ	ハママオモト（ハマユウ） イズドコロ カキツバタ ヒナノシャクジョウ トイ、タカネスズメノヒエ（ミヤマスズメノヒエ） ミヤマスカボ、タカネコウボウ、シマノガリヤス（キリシマノガリヤス）、タカネウシノケグサ、ミサヤマチャヒキ、フォーリーガヤ（ミヤ マチャヒキ） シマテンナンショウ、ハチジョウテンナンショウ、シコクヒロハテンナンショウ、ユキモチソウ、ハウチワテンナンショウ、ミツバテンナン ショウ、ナガバマムシグサ、スルガテンナンショウ、カミヤマテンナンショウ カヤツリスゲ、シマタヌキラン、ハチジヨウカクシスゲ、コハリスゲ、ヒトモトスキ ナゴラン、ミスズラン、シラン、ムギラン、エビネ、ニオイエビネ（オオキリシマエビネ）、ナツエビネ、キソエ ビネ、サルメンエビネ、ホテイラン、ギンラン、ササバギンラン、サイハイラン、シユンラン（本 クロ）、ナギラン、マヤラン（サガミラン）、コアツモリ、クマガイソウ、アツモリソウ、イチヨウラン、セツコク、 サワラン（アサヒラン）、コイチヨウラン、ハコネラン、オオスズラン（エゾスズラン）、カキラン、オサラン、オニノヤガラ、ナヨテンマ、 ヒメテンマ、アケボノシユスラン、ツリシヨウシユスラン、ミヤマウズラ、シユスラン、ノビネチドリ、 テガタドリ（チドリソウ）、ミヤマモジズリ、フジチドリ、オオミズトンボ（サワトンボ）、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ムヨウラ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
シジミラン科	シマササバラン、シマタカスズムシ、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、コクリソウ、フタバラン（コフタバラン）、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、タカネフタバラン、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、ニラバラン、フウラン、ヒメムヨウラン、サカネラン、ヨウラクラン、カモメラン（カモメソウ）、オノエラン、ウチヨウラン、コケイラン、ガンゼキラン、タカネトンボ、シンバイソウ、ミズチドリ、カモチドリ、ヒナチドリ、カモメラン、ヒナチドリ、オオバナオヤマサギソウ（フガクオヤマサギソウ）、ミヤマサギソウ、ハチジョウツレサギ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、カモラン、ヒトツボシソウ、ハチウチドリ、ホソバノキソチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、カシノキラン、ベニカヤラン、ショウキラン、クロ、イイヌマムカゴ、トンボソウ、ハクサンラン、キバナノショウキラン、ショウキラン

(イ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表11：普通地域表)

県名	区域	面積 (ha)
神奈川県	足柄下郡箱根町 大平台、木賀、強羅、小涌谷、須雲川、仙石原、底倉、塔之沢、 二ノ平、畠宿、宮城野、宮ノ下、湯本及び湯本茶屋の各一部	471
	合計	471

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表12：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積ha、比率%)

地域区分		特別地域												普通地域			合計					
地種区分		特別保護地			第1種			第2種			第3種											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私						
神奈川県	土地所有別面積	224	205	77	467	291	745	1,456	865	4,589	—	—	966	—	9	462	2,147	1,370	6,839			
	地種区別面積	506			1,503			6,910			966			471			10,356					
	地域地区別面積				9,379																	
	地域別面積	9,885												0			810					
静岡県	土地所有別面積	27	—	—	81	—	—	81	—	—	108	—	513	—	—	—	297	—	513			
	地種区別面積	27			81			81			621			0			810					
	地域地区別面積				783																	
	地域別面積	810												471			11,166 (100)					
合計	土地所有別面積	251	205	77	548	291	745	1,537	865	4,589	108	—	1,479	—	9	462	2,444	1,370	7,352			
	地種区別 (比率)	533 (4.8)			1,584 (14.2)			6,991 (62.6)			1,587 (14.2)			471 (4.2)			11,166 (100)					
	地域地区別 (比率)				10,162 (91.0)																	
	地域別 (比率)	10,695 (95.8)												0			810					

(表13：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

地域地区		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公 園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計					
市町村名											
神奈川県	小田原市	—	127	201	435	763	—	763			
	南足柄市	17	—	69	—	86	—	86			
	足柄下郡	箱根町	489	1,376	6,640	270	8,775	471			
		湯河原町	—	—	—	261	261	—			
小 計		506	1,503	6,910	966	9,885	471	10,356			
静岡県	御殿場市	—	49	81	221	351	—	351			
	裾野市	—	—	—	300	300	—	300			
	三島市	—	—	—	100	100	—	100			
	駿東郡	小山町	27	32	—	—	59	—			
小 計		27	81	81	621	810	—	810			
合 計		533	1,584	6,991	1,587	10,695	471	11,166			

3 事業計画  
 (1) 施設計画  
 ア 保護施設計画  
 保護施設計画を次のとおりとする。  
 (表14：保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	植生復元施設	神奈川県足柄下郡箱根町（仙石原湿原）	利用者の入り込みによる湿原植生の破壊を防止するための施設を整備する。	昭58.3.14告示



イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

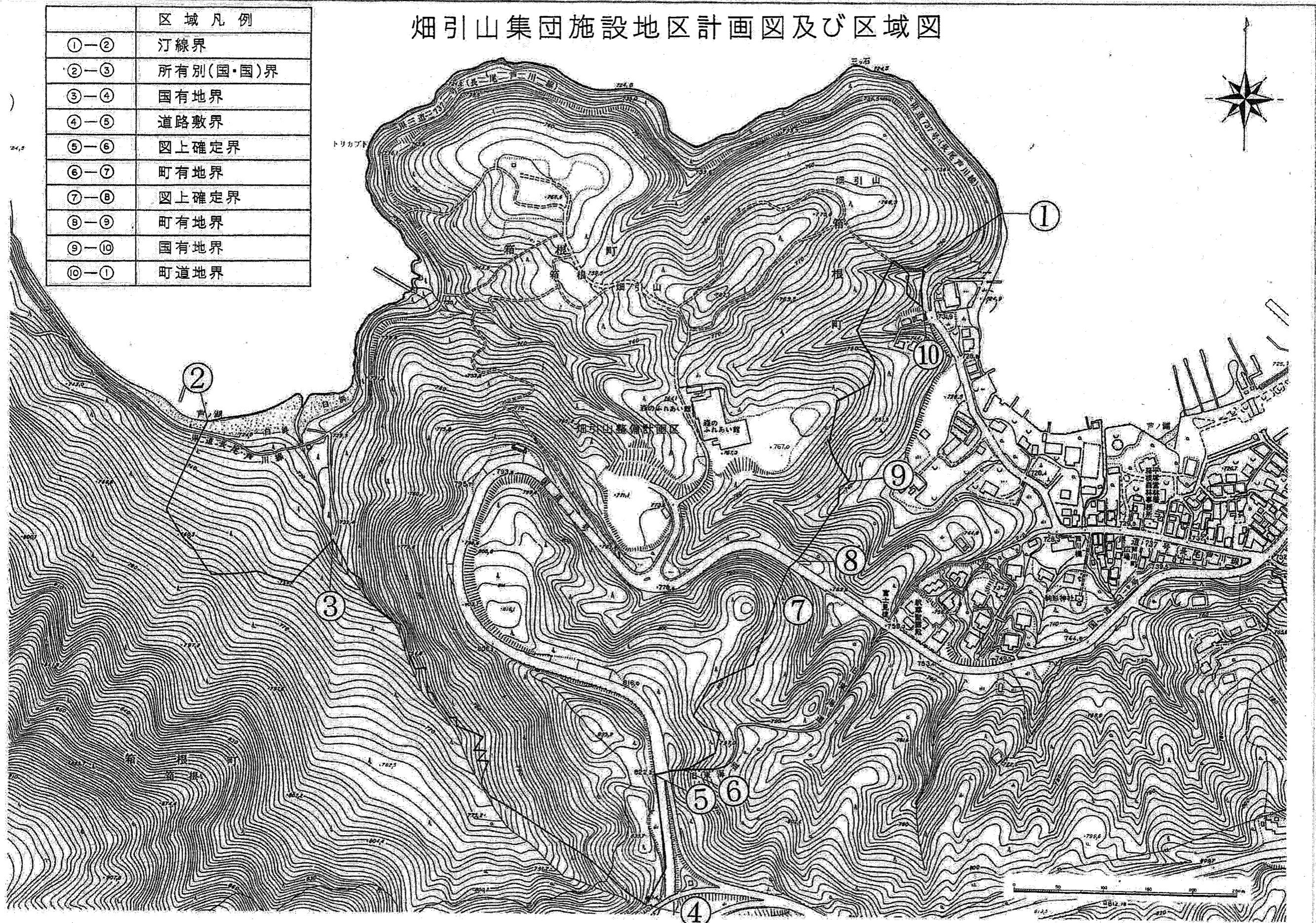
集団施設地区を次のとおりとする。

(表15:集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)					
1	湖尻	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 99林班の一部  神奈川県足柄下郡箱根町 元箱根の一部	<p>森林に囲まれた芦ノ湖の北岸に面す利用拠点である。自動車、バス、ロープウェイ、観光船の発着地として交通の要所となっているため、多くの利用者が訪れる。</p> <p>この恵まれた自然環境、良好なアクセスを活かし、芦ノ湖周辺、箱根外輪山の自然及び歴史・文化に親しむための拠点として、自然探勝利用の推進及び快適な利用空間の形成のための施設を計画するものとする。</p>	湖尻整備計画区	芦ノ湖に面するクリ、ミズナラ等の自然林及び緩傾斜地に広がるスギ、ヒノキの樹林からなる地区である。自然及び歴史・文化の探勝利用を推進するため、園地、宿舎、博物展示施設、駐車場、係留施設等を整備する。	118.1					
					なお、整備にあたっては、良好な自然環境の保全及び風致の維持を図るため、ロープウェイ等主要な利用動線からの眺望に留意するとともに、利用者の誘導・案内等の標識の整備及びバリアフリーを考慮するなど利用者の利便性の向上に努めるものとする。						
				道路（車道）	仙石原から湖尻に至る車道及び湖尻から芦ノ湖スカイラインに至る車道を適切に維持する。						
				道路（歩道）	地区内の自然探勝及び散策のための歩道を整備する。						
				排水施設	第2号公共下水道により排水のための施設を適切に維持する。						
				面積計		<table border="1"> <tr> <td>国</td><td>公</td><td>私</td></tr> <tr> <td>1.6</td><td>96.9</td><td>20.1</td></tr> <tr> <td colspan="2">118.1</td><td></td></tr> </table>	国	公	私	1.6	96.9
国	公	私									
1.6	96.9	20.1									
118.1											
2	畠引山	神奈川県足柄下郡箱根町 箱根の一部	<p>箱根地域南部の国道1号線に接する場所に位置し、芦ノ湖、中央火口丘及び富士山等の展望に優れた景勝地である。</p> <p>近隣には、江戸時代の交通の要所として関所跡及び杉並木等の歴史・文化資源が豊富であるため、多くの利用者が訪れる。</p> <p>この恵まれた自然環境、歴史・文化資源、良好なアクセスを活かし、芦ノ湖、中央火口丘、箱根外輪山及び富士山等の展望を楽しむ拠点並びに歴史・文化に接する拠点として、展望及び自然探勝利用の施設を計画するものとする。</p>	畠引山整備計画区	芦ノ湖南岸に突出した半島状の地形で、緩やかな砂浜景観を有する白浜とスギ・ヒノキ林からなる地区である。展望利用及び自然探勝利用の推進及び近隣の関所跡、杉並木等の過剰利用の分散を図るため、博物展示施設等の既存施設の拡充整備を行うとともに、園地、探勝歩道等を整備する。	44.4					
					なお、整備にあたっては、自然環境の保全に留意するとともに、利用者の誘導・案内等の標識の整備及びバリアフリーを考慮するなど利用者の利便性の向上に努めるものとする。						
				道路（車道）	地区内の既存車道を適切に維持する。						
				道路（歩道）	地区内の自然探勝及び散策のための歩道を整備する。						
				給水施設	地区の東側に隣接する芦川からの公共水道を利用するほか、地下水を取水し、給水のための施設を維持する。						
				面積計		<table border="1"> <tr> <td>国</td><td>公</td><td>私</td></tr> <tr> <td>4.5</td><td>39.6</td><td>0.3</td></tr> <tr> <td colspan="2">44.4</td><td></td></tr> </table>	国	公	私	4.5	39.6
国	公	私									
4.5	39.6	0.3									
44.4											



# 富士箱根伊豆国立公園(箱根地域)利用施設設計画計画図(集団施設地区計画図)





富士箱根伊豆国立公園(箱根地域)利用施設設計画計画図(集団施設地区計画図)

湖尻集団施設地区計画図及び区域図

区域凡例	
①-②	県有地界
②-③	道路中心界
③-④	所有別(私・私)界
④-⑤	県有地界
⑤-⑥	所有別(私・私)界
⑥-⑦	県有地界
⑦-⑧	実測線界
⑧-⑨	道路中心界
⑨-⑩	林相界
⑩-⑪	見透線界
⑪-⑫	汀線界
⑫-⑬	町有地界
⑬-⑭	道路界(道路敷除)
⑭-⑮	河川界(河川敷除)
⑮-⑯	地番界
⑯-⑰	道路界(道路敷除)
⑰-⑱	所有別(私・私)界
⑱-⑲	県有地界





(イ) 単独施設  
単独施設を次のとおりとする。  
(表16 : 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	神奈川県小田原市及び足柄下郡箱根町（明星ヶ岳）	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
2	園地	神奈川県小田原市（石垣山）	ハイキング利用者の休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
3	園地	神奈川県南足柄市、足柄下郡箱根町及び静岡県駿東郡小山町（金時山）	金時山探勝利用者のための園地として整備する。	昭50.5.1告示
4	園地	神奈川県南足柄市及び足柄下郡箱根町（矢倉沢峠）	外輪山探勝利用者のための園地として整備する。	昭50.5.1告示
5	園地	神奈川県南足柄市及び足柄下郡箱根町（明神ヶ岳）	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
6	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県御殿場市（乙女峠）	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
7	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県御殿場市（丸岳）	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
9	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（品ノ木）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
10	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（俵石）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
11	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（元湯場）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
12	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（仙石原湿原）	仙石原湿原探勝利用者のための園地として整備する。	昭50.5.1告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1 3	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（六郎兵衛）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者そのための宿舎として整備する。	昭50. 5. 1告示
1 4	ゴルフ場	神奈川県足柄下郡箱根町（仙石原）	現状を維持する程度にとどめる。	昭50. 5. 1告示
1 5	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県御殿場市（長尾峠）	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50. 5. 1告示
1 6	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（紅葉ヶ丘）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者そのための宿舎として整備する。	昭50. 5. 1告示
1 8	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（仙石原下湯）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者そのための宿舎として整備する。	昭50. 5. 1告示
1 9	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（仙石原上湯）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者そのための宿舎として整備する。	昭50. 5. 1告示
2 0	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（イタリ）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者そのための宿舎として整備する。	昭50. 5. 1告示
2 1	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（早雲山山麓）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者そのための宿舎として整備する。	昭58. 3. 14告示
2 3	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（強羅）	温泉宿泊客及びハイキング利用者のための園地として整備する。	昭50. 5. 1告示
2 4	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（強羅）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者そのための宿舎として整備する。	昭50. 5. 1告示
2 5	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（木賀）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者そのための宿舎として整備する。	昭50. 5. 1告示
2 7	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（宮ノ下）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者そのための宿舎として整備する。	昭58. 3. 14告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
2 8	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（姥子）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
2 9	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（大涌谷）	大涌谷探勝利用者そのための園地として整備する。	昭50.5.1告示
3 0	博物展示施設	神奈川県足柄下郡箱根町（大涌谷）	箱根火山及び付近の動植物等を解説するための施設として整備する。	昭50.5.1告示
3 1	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県御殿場市（与エ門山）	外輪山探勝利用者そのための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
3 2	ゴルフ場	神奈川県足柄下郡箱根町（湖尻）	現状を維持する程度にとどめる。	昭50.5.1告示
3 3	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（小涌谷）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭58.3.14告示
3 4	排水施設	神奈川県足柄下郡箱根町（芦ノ湖）	芦ノ湖を保全するための特定環境保全公共下水道として整備する。	昭58.3.14告示
3 6	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（浅間山）	湯坂路探勝利用者そのための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
3 7	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県裾野市（湖尻峰）	外輪山探勝利用者そのための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
3 8	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（塔之沢）	箱根探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
3 9	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（湯本）	箱根探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
4 0	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（湯坂山）	湯坂路探勝利用者そのための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
4.1	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（湯ノ花沢）	箱根探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
4.2	ゴルフ場	神奈川県足柄下郡箱根町（湯ノ花沢）	現状を維持する程度にとどめる。	昭50.5.1告示
4.3	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（駒ヶ岳）	駒ヶ岳探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
4.5	植物園	神奈川県足柄下郡箱根町（防ヶ沢）	箱根に生育する植物を自然な状態で観察するための植物園として整備する。	昭50.5.1告示
4.6	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（ヒヨウタン山）	周辺ハイキング利用の休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
4.7	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（芦之湯）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
4.8	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県裾野市（三国山北）	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
4.9	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（蛸川）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
5.0	野営場	神奈川県足柄下郡箱根町（蛸川）	周辺探勝利用者のための野営場として整備する。	昭50.5.1告示
5.1	ゴルフ場	神奈川県足柄下郡箱根町（蛸川）	現状を維持する程度にとどめる。	昭50.5.1告示
5.2	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（大芝）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭58.3.14告示
5.3	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（お玉ヶ池）	お玉ヶ池周辺探勝利用者の休憩のための園地として整備する。	昭58.3.14告示
5.4	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（蛭川）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭58.3.14告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
5 5	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（甘酒茶屋）	旧東海道、ドライブ、ハイキング利用者そのための休憩地として整備する。	昭58. 3. 14告示
5 6	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（甘酒茶屋）	旧街道利用者のための宿泊施設として整備する。	昭50. 5. 1告示
5 7	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（元箱根）	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58. 3. 14告示
5 8	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（元箱根）	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58. 3. 14告示
5 9	舟遊場	神奈川県足柄下郡箱根町（元箱根）	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58. 3. 14告示
6 0	駐車場	神奈川県足柄下郡箱根町（元箱根）	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58. 3. 14告示
6 2	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県裾野市（山伏峠）	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50. 5. 1告示
6 3	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（箱根）	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58. 3. 14告示
6 4	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（箱根）	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58. 3. 14告示
6 5	舟遊場	神奈川県足柄下郡箱根町（箱根）	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58. 3. 14告示
6 6	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び足柄下郡湯河原町（大観山）	ドライブ、ハイキングの休憩地、展望地として整備する。	昭50. 5. 1告示
6 7	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（孫助山）	周辺ハイキングの休憩地として整備する。	昭50. 5. 1告示
6 8	ゴルフ場	静岡県三島市（海の平）	現状を維持する程度にとどめる。	昭50. 5. 1告示
6 9	ゴルフ場	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県田方郡函南町（鞍掛）	現状を維持する程度にとどめる。	昭50. 5. 1告示
7 1	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（仙石原）	仙石原及び早川の利用者のための園地として整備する。整備に当たっては親水性の確保に留意する。	平2. 2. 27告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
7 2	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（防ヶ沢）	箱根園地区における森林浴及び芦の湖畔の探勝利用者そのための休憩園地として整備する。	平2.2.27告示
7 3	野営場	神奈川県足柄下郡箱根町（防ヶ沢）	箱根園地区周辺探勝者そのための野営場として整備する。	平2.2.27告示
7 4	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（蛸川）	箱根園地区利用者そのための園地として整備する。	平2.2.27告示
7 5	水族館	神奈川県足柄下郡箱根町（蛸川）	主として淡水性魚類の展示を行う施設として整備する。	平2.2.27告示
7 6	休憩所	神奈川県足柄下郡箱根町（出山）	早川渓谷の展望及び国道1号線の利用者そのための休憩所として整備する。	平2.2.27告示
7 7	汚物処理施設	神奈川県足柄下郡箱根町（芦之湯・畠宿）	国立公園利用施設から排出される汚物を処理する施設を整備する。	平2.2.27告示
7 9	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（芦之湯）	人工林については樹種転換を図りながら、自然探勝の場として整備する。	平11.7.30告示

(ウ) 道路  
a 車道  
車道を次のとおりとする。  
(表17:道路(車道)表)

番号	路線名	区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
1	湯本箱根峠線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町 (湯本三枚橋・国立公園境界) 終点-静岡県田方郡函南町(箱根峠南・国立公園境界)	湯本、大平台、宮ノ下、小涌谷、芦之湯、元箱根、箱根	小田原方面より箱根中心部分を通り沼津方面に至る幹線車道として整備する。	昭58.3.14告示
2	箱根バイパス線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町 (湯本三枚橋・国立公園境界) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(箱根峠・車道合流点)	湯本、畠宿、箱根	湯本より箱根峠に連絡する車道として整備する。	昭58.3.14告示
3	宮ノ下御殿場線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(宮ノ下・車道分岐点) 終点-静岡県御殿場市(長尾峠西・国立公園境界) 終点-静岡県御殿場市(乙女峠西・国立公園境界)	仙石原、宮城野	宮ノ下より仙石原を経て御殿場方面に至る幹線車道として整備する。	昭50.5.1告示
4	仙石原湖尻線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(仙石原・車道分岐点) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻逆川川口) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻・車道合流点)	仙石原、元湯場、湖尻	仙石原より大涌谷、箱根方面に連絡する車道として整備する。	昭58.3.14告示
5	小涌谷大涌谷元箱根線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(小涌谷・車道分岐点) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(大涌谷) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(元箱根・車道合流点)	上強羅、大涌谷、湖尻、元箱根	小涌谷より大涌谷を経て元箱根に至る車道として整備する。	昭50.5.1告示
6	強羅元湯場線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(強羅新田・車道分岐点) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(元湯場・車道合流点)	強羅新田、強羅、下湯場、小塚山	強羅より下湯場を経て元湯場に至る温泉利用地点を結ぶ車道として整備する。	昭58.3.14告示
7	湯本元箱根線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(湯本・車道分岐点) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(大芝・車道合流点)	湯本茶屋、須雲川、畠宿、甘酒茶屋	湯本より旧東海道を通り元箱根に至る車道として整備する。	昭58.3.14告示
8	駒ヶ岳元箱根線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(芦之湯・車道分岐点) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(蛭川・車道合流点) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(大芝・車道合流点)	湯ノ花沢、駒ヶ岳山腹	芦之湯より駒ヶ岳登山道を経て大芝、蛭川に至る車道として整備する。	昭58.3.14告示
9	湯河原箱根線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(大観山東・国立公園境界) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(箱根・車道合流点)	大観山	湯河原方面より大観山を経て箱根に至る車道として整備する。	昭58.3.14告示

b 歩道  
歩道を次のとおりとする。  
(表18:道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
1	外輪山周回線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(塔之沢) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(箱根) 終点-神奈川県南足柄市(明神ヶ岳南東・国立公園境界) 終点-神奈川県南足柄市及び静岡県駿東郡小山町(金時山北・国立公園境界) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻逆川川口)	塔ノ峰、明星ヶ岳、明神ヶ岳、金時山、長尾峠、湖尻峠、三国峠、山伏峠	箱根外輪山の尾根筋を回るハイキングコースとして整備する。	昭58.3.14告示
2	姥ヶ茶屋乙女峠線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(姥ヶ茶屋) 終点-静岡県御殿場市(乙女峠北西・国立公園境界)	乙女峠	乙女峠への到達歩道として整備する。	昭58.3.14告示
3	枝尾金時山線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(枝尾) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(金時山肩・歩道合流点)		金時山に連絡するハイキングコースとして整備する。	昭50.5.1告示
4	仙石原矢倉沢峠線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(仙石原) 終点-神奈川県南足柄市(矢倉沢峠北・歩道合流点)	矢倉沢峠	仙石原より外輪山への到達歩道として整備する。	昭50.5.1告示
5	宮城野矢倉沢峠線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(宮城野) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(明神峠・歩道合流点)	早川河原	宮城野より外輪山への到達歩道として整備する。	昭50.5.1告示
6	宮ノ下元湯場線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(宮ノ下) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(元湯場)	碓氷峠	早川沿いの自然探勝のための歩道として整備する。	平11.7.30告示
7	仙石原湖尻線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(仙石原湿原) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻逆川川口) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(長尾峠・歩道合流点)		早川(逆川)沿いの自然探勝のため、また、仙石原湿原及び湖尻方面より外輪山への到達歩道として整備する。	昭58.3.14告示
8	明星ヶ岳宮城野線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(明星ヶ岳・歩道分岐点) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(宮城野・歩道合流点)		宮城野より明星ヶ岳山頂に至るハイキングコースとして整備する。	昭58.3.14告示
9	仙石原大涌谷線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(元湯場) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(大涌谷・歩道合流点)	上湯場	仙石原と大涌谷を結ぶハイキングコースとして整備する。	昭50.5.1告示
10	強羅防ヶ沢線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(強羅) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(防ヶ沢)	早雲山山麓、神山駒ヶ岳鞍部	早雲山、神山及び駒ヶ岳の中腹を巡りながら強羅から芦ノ湖東岸に至るハイキングコースとして整備する。	昭58.3.14告示
11	大涌谷湖尻線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(大涌谷・歩道分岐点) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻)	姥子	大涌谷より湖尻への到達歩道として整備する。	昭58.3.14告示
12	神山駒ヶ岳縦走線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(大涌谷・歩道分岐点) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(駒ヶ岳山頂)	神山	大涌谷と駒ヶ岳山頂を結ぶハイキングコースとして整備する。	昭58.3.14告示
13	芦ノ湖西岸線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻・逆川川口) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(箱根・歩道合流点) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻峠・歩道合流点)	深良水門	芦ノ湖西岸沿いの自然探勝のための歩道として整備する。	昭50.5.1告示
14	宮ノ下浅間山線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(宮ノ下) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(浅間山・歩道合流点)		宮ノ下より浅間山山頂に至るハイキングコースとして整備する。	昭58.3.14告示
15	小涌谷鷹巣山線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(小涌谷) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(鷹巣山・歩道合流点) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(小涌谷)		小涌谷より鷹巣山に連絡するハイキングコースとして整備する。	昭58.3.14告示
16	芦ノ湖東岸線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(元箱根坂下)	箱根園	芦ノ湖東岸沿いの自然探勝のための歩道として整備する。	昭50.5.1告示
17	湯坂山登山線	起点-神奈川県足柄下郡箱根町(大平台) 終点-神奈川県足柄下郡箱根町(城山・歩道合流点)		大平台より湯坂山に至るハイキングコースとして整備する。	昭50.5.1告示

番号	路線名	区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
1 8	飛竜の滝線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（芦之湯・歩道分岐点） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（畠宿）	飛竜の滝	芦之湯より飛竜の滝を経て畠宿に至るハイキングコースとして整備する。	昭50.5.1告示
1 9	浅間山湯坂山線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（元箱根） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（湯本）	鷹巣山、浅間山、湯坂山	旧湯坂路を通るハイキングコースとして整備する。	昭53.9.5告示
2 0	須雲川探勝線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（元箱根） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（湯本）	畠宿	旧東海道を通るハイキングコースとして整備する。	昭50.5.1告示
2 1	屏風山線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（元箱根・歩道分岐点） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（箱根）	屏風山	箱根及び元箱根より屏風山に至るハイキングコースとして整備する。	昭50.5.1告示
2 2	二子山探勝線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（芦之湯） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（駒ヶ岳山麓）	二子山中腹、精進池	二子山山麓及び精進池周辺の自然探勝及び文化財とふれあうための歩道として整備する。	平11.7.30告示



(工) 運輸施設  
運輸施設を次のとおりとする。

(表19：運輸施設)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
1	白銀山大観 山線	一般自動車道	起点一神奈川県小田原市(石垣山北麓・国立公園境界) 終点一神奈川県小田原市(石垣山南麓・国立公園境界)	白銀山、大観山、鞍掛山山麓	小田原市から大観山を経て箱根、湯河原に至る自動車道として整備する。	昭58.3.14告示
2	強羅湖尻線	索道運送施設	起点一神奈川県足柄下郡箱根町(強羅) 終点一神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻)	大涌谷、姥子	強羅から大涌谷を経て湖尻に至るロープウェイとして整備する。	昭58.3.14告示
4	芦ノ湖駒ヶ岳線	索道運送施設	起点一神奈川県足柄下郡箱根町(駒ヶ岳山頂) 終点一神奈川県足柄下郡箱根町(駒ヶ岳山頂)		芦ノ湖東岸より駒ヶ岳山頂に至るロープウェイとして整備する。	昭58.3.14告示
5		係留施設	神奈川県足柄下郡箱根町(防ヶ沢)		芦ノ湖舟遊の拠点として整備する。	昭58.3.14告示
6		係留施設	神奈川県足柄下郡箱根町(蛸川)		芦ノ湖舟遊の拠点として整備する。	昭58.3.14告示
7		係留施設	神奈川県足柄下郡箱根町(元箱根)		芦ノ湖舟遊の拠点として整備する。	昭58.3.14告示
8		係留施設	神奈川県足柄下郡箱根町(箱根)		芦ノ湖舟遊の拠点として整備する。	昭58.3.14告示
9	長尾箱根峠 線	一般自動車道	起点一静岡県御殿場市(長尾峠) 終点一神奈川県足柄下郡箱根町(箱根峠) 終点一神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻逆川口)	湖尻峠、三国峠、山伏峠	長尾峠から芦ノ湖西岸を経て、箱根峠に至る自動車道として整備する。	昭58.3.14告示

#### 4 参考事項

##### (1) 過去の経緯（箱根地域）

###### ア 公園区域

昭和11年 2月 1日 富士箱根国立公園指定  
昭和13年12月17日 区域変更  
昭和50年 5月 1日 再検討に伴う変更

###### イ 規制計画

昭和13年 5月13日 特別地域指定  
昭和13年12月17日 特別地域拡張（公園区域変更に伴うもの）  
昭和30年 3月15日 特別保護地区（箱根外輪山の一部）  
昭和50年 5月 1日 再検討  
昭和58年 3月14日 第1回点検  
平成 2年 2月27日 第2回点検  
平成11年 7月30日 第3回点検  
平成18年 3月22日 第4回点検

###### ウ 事業計画

昭和11年12月26日 道路計画の決定  
昭和15年 1月11日 "  
昭和25年 2月 4日 集団施設地区ほか利用施設計画決定  
昭和50年 5月 1日 再検討  
昭和58年 3月14日 第1回点検  
平成 2年 2月27日 第2回点検  
平成11年 7月30日 第3回点検  
平成18年 3月22日 第4回点検